

ドローンを活用した緊急時におけるヒグマ対策



提案の背景 (課題)



航空法第132条の92

航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン
航空法第132条の92の特例適用の対象となり得る事例 (国土交通省)

- ヒグマの目撃通報件数が増加傾向であり、人身事故も発生
- 昨年9月から「緊急銃猟制度」が導入され、市町村においてヒグマへの緊急時対応が求められていた
- 一方で、ハンターの減少・高齢化に加え、市町村も人手不足が顕著な状況
- 対策の一つとしてドローンの活用を検討しているが、緊急時の捜索・救助の対象にヒグマが含まれるか曖昧



実現した内容

- ヒグマによる人命の危機を回避するためにドローンを飛行させる場合について、規制の特例対象になり得ることが明確化された (下記は、道内において想定している活用例)

① 人の日常生活圏におけるクマの探索・追跡、発砲に向けた安全確認

- ・「人の日常生活圏」にクマが出没
- ・猟友会に出動依頼し、猟銃により駆除が想定される場合に活用 (緊急銃猟も含む)



② 事故発生後、日常生活圏外におけるクマの探索・追跡

- ・「人の日常生活圏」に出没したクマによる人身事故が発生
- ・当該クマが事故現場から日常生活圏の外へ移動
- ・通報後、当該クマの探索・追跡に活用



③ 箱罠によるクマ捕獲後の、周辺エリアの安全確認

- ・市街地周辺で短期間に複数回の日撃情報、農業被害が深刻な場合などに箱罠を設置
- ・箱罠に子(母)クマがかかった際に、母(子)クマの探索に活用



効果

- ・ 周辺エリアでの安全確保
- ・ 駆除の迅速化及び省人化